

○島田市ばらの丘公園条例施行規則

平成17年5月5日

規則第117号

改正 平成17年9月30日規則第167号

平成19年3月30日規則第23号

平成20年9月30日規則第115号

平成28年2月5日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市ばらの丘公園条例(平成17年島田市条例第131号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 市長は、指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を島田市公告式条例(平成17年島田市条例第3号)に規定する掲示場へ掲示し、並びに市の広報及びホームページへ掲載するものとする。

- (1) 島田市ばらの丘公園(以下「ばらの丘公園」という。)の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

(平17規則167・追加、平20規則115・一部改正)

(申請に関する書類)

第3条 条例第6条の申請書は、ばらの丘公園指定管理者指定申請書(様式第1号)とし、同条第1号の事業計画書は、ばらの丘公園事業計画書(様式第2号)とする。

2 条例第6条第2号に掲げる規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) ばらの丘公園の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書

- (4) 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類
(平17規則167・追加、平20規則115・一部改正)

(指定管理者の候補者)

第4条 条例第8条第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する法人等とする。

- (1) 市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること（市税を課されている場合に限る。）。
- (2) 1年以上継続して当該団体の事業活動を行っていること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、市長が別に定める要件を満たすものであること。

(平17規則167・追加、平20規則115・一部改正)

(指定の通知)

第5条 市長は、指定管理者を指定するときは、ばらの丘公園指定管理者指定書（様式第3号）により指定する法人等に通知する。

(平17規則167・追加)

(指定の取消し)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、ばらの丘公園指定管理者指定取消通知書（様式第4号）により当該法人等に通知する。

(平17規則167・追加、平20規則115・一部改正)

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、市長とばらの丘公園の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 入園料に関する事項
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 個人情報保護に関する事項

- (7) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

(平17規則167・追加、平20規則115・一部改正)

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、ばらの丘公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平17規則167・追加、平20規則115・一部改正)

(業務報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、ばらの丘公園の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第6条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) ばらの丘公園の利用状況（入園者数、入園を拒否した件数及びその理由等）
- (3) 入園料収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

(平17規則167・追加、平20規則115・一部改正)

(入園料の納付等)

第10条 ばらの庭園に入園しようとする者は、条例第12条に規定する入園料を納付し、入園券の交付を受けなければならない。

2 前項の入園券を交付する時間は、開園時刻から閉園時刻の30分前までとする。

(平17規則167・旧第4条繰下・一部改正、平20規則115・一部改正)

(入園料の免除)

第11条 条例第13条の規定による入園料の免除は、次に掲げる者が入園する場合に行うものとする。

- (1) 5月4日（みどりの日）における入園者
- (2) 5月5日（こどもの日）における入園者のうち小学校又は中学校に在学する者
- (3) 市内の小学校又は中学校に在学する者及びこれらの者を引率する教員（当該小学校又は中学校において教育課程として行われる教育活動のため入園する場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に適当と認める者

（平17規則167・旧第5条繰下、平19規則23・平20規則115・一部改正）

（遵守事項）

第12条 ばらの丘公園の入園者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、展示物等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) ばら等の植栽物を採取し、又は損傷しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（平17規則167・旧第6条繰下、平19規則23・平20規則115・一部改正）

（その他）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平17規則167・旧第7条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の島田市ばらの丘公園条例施行規則（平成4年島田市規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日規則第167号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第23号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日規則第115号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条第1号に係る部分を除く。）、第3条第2項第2号、第4条第1号及び第3号並びに第

6条の改正規定、第9条第2号の改正規定（「ばら公園」を「ばらの丘公園」に改める部分を除く。）並びに第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月5日規則第10号）抄

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

ばらの丘公園指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市長

所在地

名称

代表者の氏名



ばらの丘公園の指定管理者の指定を受けたいので、島田市ばらの丘公園条例第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| 指定を受けようとする期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
|--------------|---|
| 添 付 書 類 | <ol style="list-style-type: none">1 ばらの丘公園事業計画書2 ばらの丘公園の管理に関する業務の収支予算書3 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書5 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かるもの6 その他 |

様式第2号（第3条関係）

ばらの丘公園事業計画書

年 月 日

| | | | |
|---|-----|---------|-------|
| 法人等の名称 | | | |
| 代表者の氏名 | | 設立年月日 | 年 月 日 |
| 団体所在地 | | | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |
| 現在運営している施設名 | 所在地 | 運営開始年月日 | |
| | | 年 月 日 | |
| | | 年 月 日 | |
| | | 年 月 日 | |
| | | 年 月 日 | |
| | | 年 月 日 | |
| 1 管理運営を行うに当たっての経営方針 | | | |
| 2 管理運営を行う意欲について | | | |
| 3 管理運営について (1) 職員の配置等について (2) 年間の自主事業について | | | |

(3) 入園者等の要望の把握について

(4) 苦情処理について

4 ばらの丘公園の入園者率向上のための計画について

5 個人情報の保護の措置について

6 緊急時の対応について

(1) 防犯及び防災の体制について

(2) 災害発生時の対応について

(3) その他緊急時の対応について

7 その他特筆すべき事項があれば記入してください。

様式第3号（第5条関係）

ばらの丘公園指定管理者指定書

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市長



島田市ばらの丘公園条例第7条の規定により、ばらの丘公園の指定管理者として、次のとおり指定します。

| | |
|-------|-----------------|
| 指定の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
|-------|-----------------|

様式第4号（第6条関係）

ばらの丘公園指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市長



次に掲げる理由により、ばらの丘公園の指定管理者の指定を取り消すので通知します。

| | |
|--------|-------|
| 取消しの理由 | |
| 取消しの日 | 年 月 日 |

(注) この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えはできなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(平20規則115・一部改正)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

(平20規則115・一部改正)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

(平28規則10・一部改正)